

## 新市まちづくり計画の変更概要

### 1. 計画の背景と趣旨

#### (1) 計画の概要

新市まちづくり計画は、旧亀山市及び旧関町による合併後の新市を建設していくためのまちづくりの基本方針（新市建設計画）として、亀山市・関町合併協議会により平成16年3月に策定されました。

市制施行から14年余りが経過する中で、当該計画は、実質的な役割を総合計画へと引き継いでおり、合併特例債の活用のための根拠計画として運用しています。

なお、平成26年12月には、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行を受け、計画期間の延長をはじめとした一部変更を行っています。

#### (2) 計画変更の背景

平成30年4月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、合併特例債の活用可能期限が5年延長されました。

こうした中で、今後の財政運営上の重要な財源である合併特例債を有効活用するに当たり、当該計画の計画期間を延長するとともに、JR亀山駅周辺のにぎわい再生に向けた新図書館整備の財源とするため、その根拠となる新市まちづくり計画の変更を行うものです。

### 2. 計画の変更

#### (1) 変更に係る基本的な考え方

新市まちづくり計画が合併特例債の活用根拠となることを踏まえ、合併特例債活用のための条件整備として、当該計画の変更は必要最小限とします。

#### (2) 変更内容

新市まちづくり計画の変更内容は次のとおりです。

##### ①計画期間の変更

計画の終期を平成31年度から平成36年度まで5年延長します。

##### ②施策・事業の追加

合併特例債の活用を予定する「図書館整備事業」について、計画への位置付けをより明確化するため、関連する施策・事業を追加します。

##### ③財政計画の修正

新市まちづくり計画の計画期間の延長に伴い、「亀山市長期財政見通し（平成29年度～平成37年度）[平成31年2月改訂]」と整合を図ります。